

資料③

日 薬業発 第 15 号
令和 3 年 4 月 13 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保 支援補助金について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件について、今般、厚生労働省より都道府県知事宛てに交付要綱が通知されるとともに、厚生労働省ホームページに保険医療機関・保険薬局等への案内が掲載されましたのでお知らせいたします。

本補助金は、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20 万円を上限として補助されるもので、令和 2 年度において 2 月 28 日までを申請期限として実施されていた「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金事業」（令和 3 年 2 月 5 日付け日薬業発第 470 号参照）と同趣旨にて、今般改めて、令和 3 年度事業として実施されるものです。したがって、「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（上限 20 万円）の補助を受けた薬局は、補助の対象外となります。

本補助金による補助の対象経費は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までに要した経費であり、対象経費の考え方は、令和 2 年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（上限 70 万円）と同じです。なお、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助を受けた薬局であっても本事業の対象となります。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、補助の申請は薬局から直接厚生労働省に行うこととなっており、交付要綱、申請書様式、Q&A 等は厚生労働省ホームページに掲載されております。申請期限は令和 3 年 9 月 30 日（当日消印有効）で、申請は 1 回のみとなっております。

貴会におかれましては、本補助金につき会員へご周知いただき、会員が支援を受けられるようご高配の程をお願い申し上げます。

<別添>

- ・令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について（令和 3 年 4 月 9 日・厚生労働省医政局経理室医療経営支援課事務連絡）

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

※申請書様式、実績報告書は上記よりダウンロードしてください。

診療・検査医療機関（仮称）、保険医療機関、
保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所の皆さんへ

厚生労働省医政局
医療経理室
医療経営支援課

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・ 医療提供体制確保支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、緊急的臨時的な対応として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)の発熱患者等に対する診療・検査体制の確保及び医療機関・薬局等の医療提供体制の確保を図るために、診療・検査医療機関(仮称)をはじめとする対象医療機関等の感染拡大防止対策等に要する費用を補助しています。該当する医療機関等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

※ 本補助金は、原則として、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金＊」による補助を受けた医療機関等は対象外となります。ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額（上限額）が本補助金の補助基準額（上限額）より低い場合は、差額について本補助金の申請することができます。

* 令和3年1月28日成立の令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（令和3年2月3日厚生労働省発医政0203第5号厚生労働事務次官通知）です（以下同じ）。

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、①(i)から(iii)のいずれか又は②に該当する医療機関等です。また、①(i)及び①(ii)の両方に該当する医療機関は、①(i)又は①(ii)のいずれか一方のみで対象となります。

※ 令和2年度第二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助を受けた医療機関等も補助の対象となります。

① 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない医療機関等

(i) 診療・検査医療機関（仮称）

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）（「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感

染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」*による補助を受けた医療機関を除く。)

※ 当該医療機関については、少なくとも令和3年9月30日まで診療・検査医療機関（仮称）として継続すること。

* 令和2年9月15日の予備費による「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（令和2年9月15日厚生労働省発医政第0915第2号厚生労働事務次官通知）です（以下同じ）。

（ii）医療機関・薬局等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所（「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関を除く。）

（iii）「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関

「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関のうち、同事業の補助基準額*（「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」）が「25万円+5万円×許可病床数」より低い医療機関

* 新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関（重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関）の場合は、補助基準額に追加される1,000万円を除く。

※ （iii）は、「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関については、本事業の方が補助基準額（上限額）が高い場合は、差額分を補助するということです。

② 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関のうち、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関

※ 当該医療機関については、少なくとも令和3年9月30日まで診療・検査医療機関（仮称）として継続すること。

※ ②は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確

「保支援補助金」の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関については、同補助金による補助を受けた場合であっても、本事業の方が補助基準額（上限額）が高い場合は、差額分を補助するということです。

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

（1）補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

※ 申請書（電子媒体申請用）に必須項目を入力すれば、補助基準額（上限額）が最も高い区分での申請となります。

① 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない医療機関等

(i) 診療・検査医療機関（仮称） 100万円

(ii) 医療機関・薬局等

- ・病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円 + 5万円×許可病床数
- ・無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・薬局・訪問看護事業者・助産所 20万円

(iii) 「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関

「25万円 + 5万円×許可病床数」から「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の補助基準額＊（「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」）を差し引いた額

* 新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関(重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関)の場合は、補助基準額に加算される1,000万円を除く。

※ (iii)は、「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関については、本事業の方が補助基準額（上限額）が高い場合は、差額分を補助するということです。

② 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関

- ・ 病院・有床診療所 100万円から「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助基準額（25万円+5万円×許可病床数）を差し引いた額
- ・ 無床診療所 100万円から「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助基準額（25万円）を差し引いた額

※ ②は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関については、同補助金による補助を受けた場合であっても、本事業の方が補助基準額（上限額）が高い場合は、差額分を補助することです。

（2）補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象になりません。

※ 本補助金は令和3年度の補助金であり、令和2年度の経費は対象になりません。

※ 令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」や「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」、令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」、令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体

制確保支援補助金」の対象経費と同じです。

3. 申請書の提出

(1) 提出期限 **令和3年9月30日（当日消印有効）**

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

(3) 提出書類 [申請する経費の支出が全て終わっている場合]

- ①交付申請書（第5号様式）
- ②申請書の別紙
- ③厚生労働省への請求書

} 下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

- ④（「診療・検査医療機関（仮称）」の場合のみ）

「診療・検査医療機関（仮称）」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類（都道府県の指定通知書等の写し）

- ⑤申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し）

[申請する経費の支出が終わっていない場合]

- ①交付申請書（第3号様式）
- ②申請書の別紙
- ③厚生労働省への請求書

} 下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

- ④（「診療・検査医療機関（仮称）」の場合のみ）

「診療・検査医療機関（仮称）」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類（都道府県の指定通知書等の写し）

※ 事後に事業実績報告が必要となりますので、領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

※ 提出書類①～③は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、
ダウンロードして記載してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

※ 提出書類④は、都道府県から指定通知書や指定証明書などの交付を受けてください。本補助金の申請日時点で指定通知書等に記載された指定期限が切れている場合(*)は、申請日時点で診療・検査医療機関（仮称）の指定期限内である指定通知書等を入手した上で申請するようお願いします。 * 例えば、指定期限が令和3年3月31日までとされている場合等。

※ 申請書の作成方法等は、「申請書記載例」を参照してください。

4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

5. 事業実績報告の提出

申請時に「申請する経費の支出が終わっていない場合」は、事業（支出）が終った日から1ヶ月以内又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

（※交付決定通知と同封されている案内状の通知番号（左上記載）を封筒に記載して送付ください）

提出書類：①事業実績報告書（第4号様式）

②実績報告書の別紙

③領収書等の支出額が分かるもの（写し）

下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出書類①～②は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

6. 留意事項

(1) 本補助金により30万円以上(地方公共団体は50万円以上)の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

(2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医療経理室あて

（電話番号）03-3595-2225

- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
- (4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

7. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ & A
- (3) 申請書様式、申請書記載例
- (4) 実績報告書、実績報告書記載例
- (5) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金交付要綱

厚生労働省医政局医療経理室
医療経営支援課
(問合せ先)
厚生労働省医療提供体制支援補助金
コールセンター
電話：0120-336-933
(平日 9:30~18:00)

- ※ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の交付について(令和3年4月9日付、厚生労働省発医政0409第4号)」、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について(令和3年4月9日、事務連絡)」、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A(令和3年4月9日 第1版)」及び「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援(令和2年度第三次補正予算額:212億円)」は省略

医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

(令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金)

事業目的

国による直接執行

(令和2年度第三次補正予算額：858億円)

- 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助を重複して受けることはできない）。
- ※ 令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、令和2年度第三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は、差額分を補助。
- ※ 令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関等は対象外。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円 + 5万円 × 許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

〔対象経費〕 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 (従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。
例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等
- ※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。